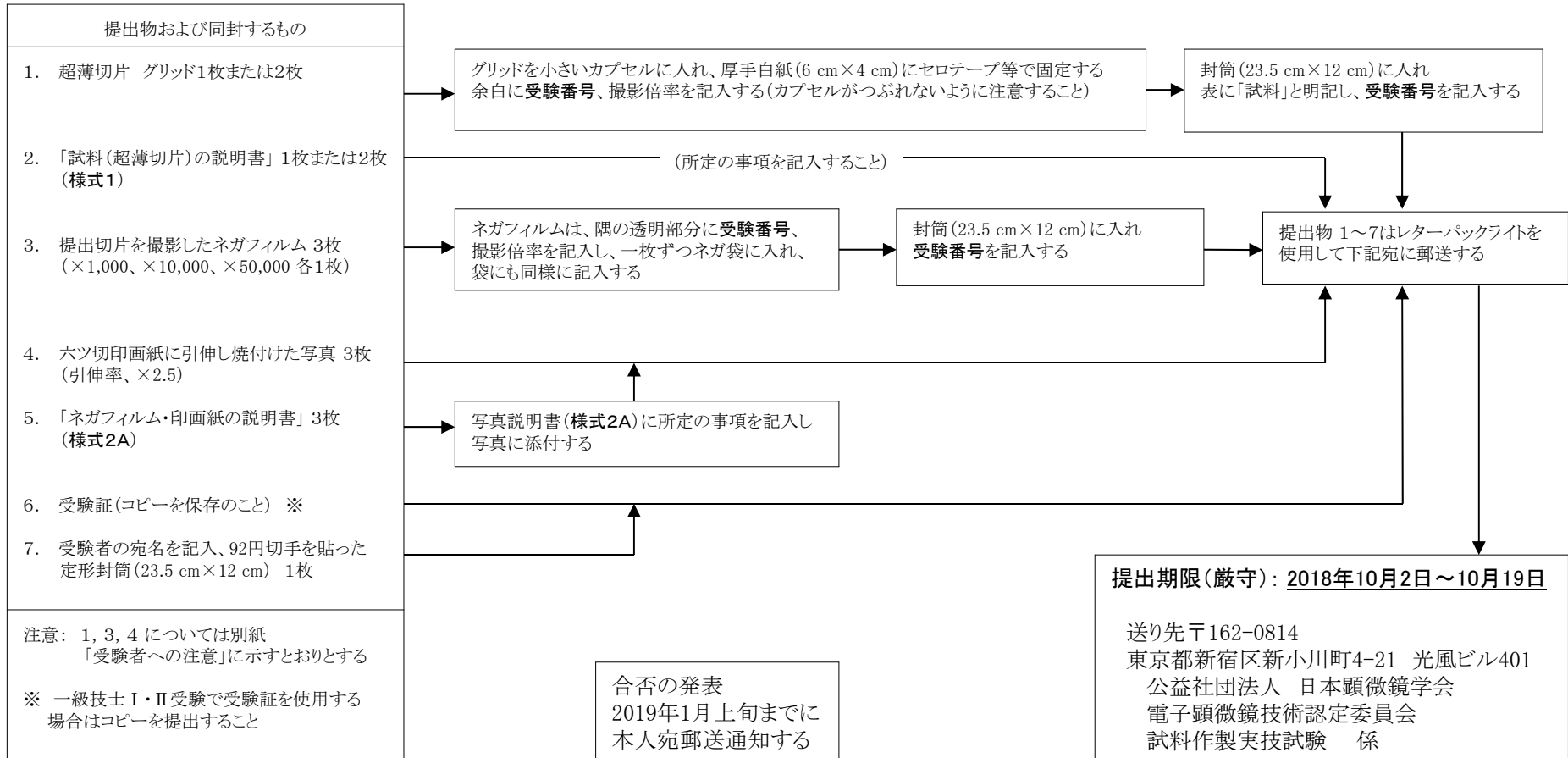


電子顕微鏡技術認定：一級技士Ⅲ 生物試料作製実技試験について

公益社団法人日本顕微鏡学会 電子顕微鏡技術認定委員会

I. 審査課題：過去1年以内に全ての過程を受験者自身で取扱った試料の超薄片、撮影ネガフィルム、六ツ切印画紙に引伸し焼付けた写真
(ヒト試料など依頼検体の場合、前固定については施設等で慣習の固定法でよいが、その条件を明記すること)

II. 提出物と郵送方法



III. 注意

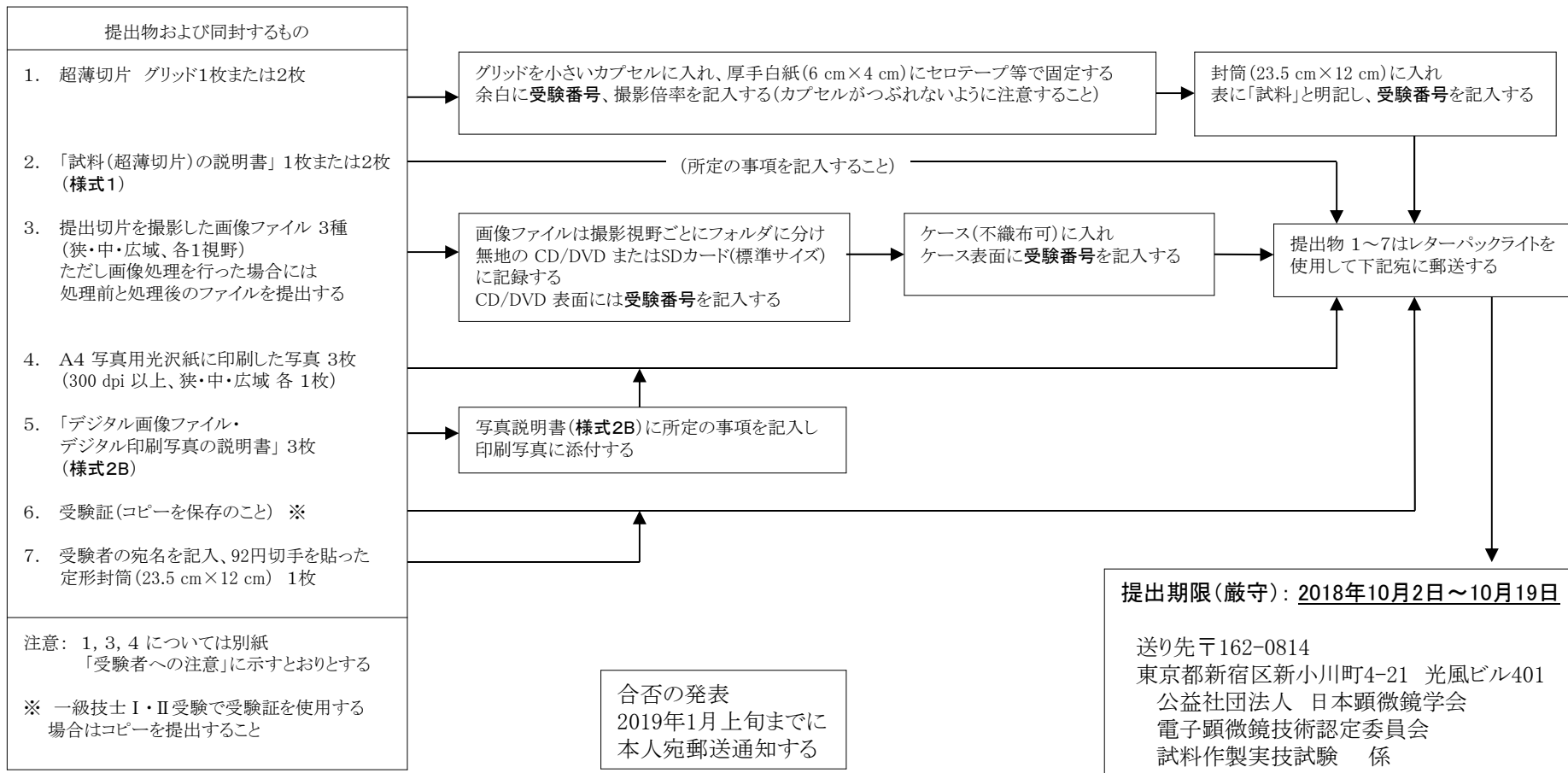
- 1) 試料は1種類とする。ただし高倍率用については別の切片であってもよい。この場合、その切片を追加提出すること。
- 2) 過去の受験でいずれかの倍率が合格になっている場合は、その通知のコピーを同封すること。
- 3) 提出物と受験料は返却しない。
- 4) ヒト試料等、利用に制約のあるものを本試験に提出する場合は、必ず事前に所属事業所または所属長の許可を得ておくこと。

電子顕微鏡技術認定：一級技士Ⅲ 生物試料作製実技試験について

公益社団法人日本顕微鏡学会 電子顕微鏡技術認定委員会

I. 審査課題：過去1年以内に全ての過程を受験者自身で取扱った試料の超薄片、撮影画像ファイル、写真用光沢紙に印刷した写真
(ヒト試料など依頼検体の場合、前固定については施設等で慣習の固定法でよいが、その条件を明記すること)

II. 提出物と郵送方法



III. 注意

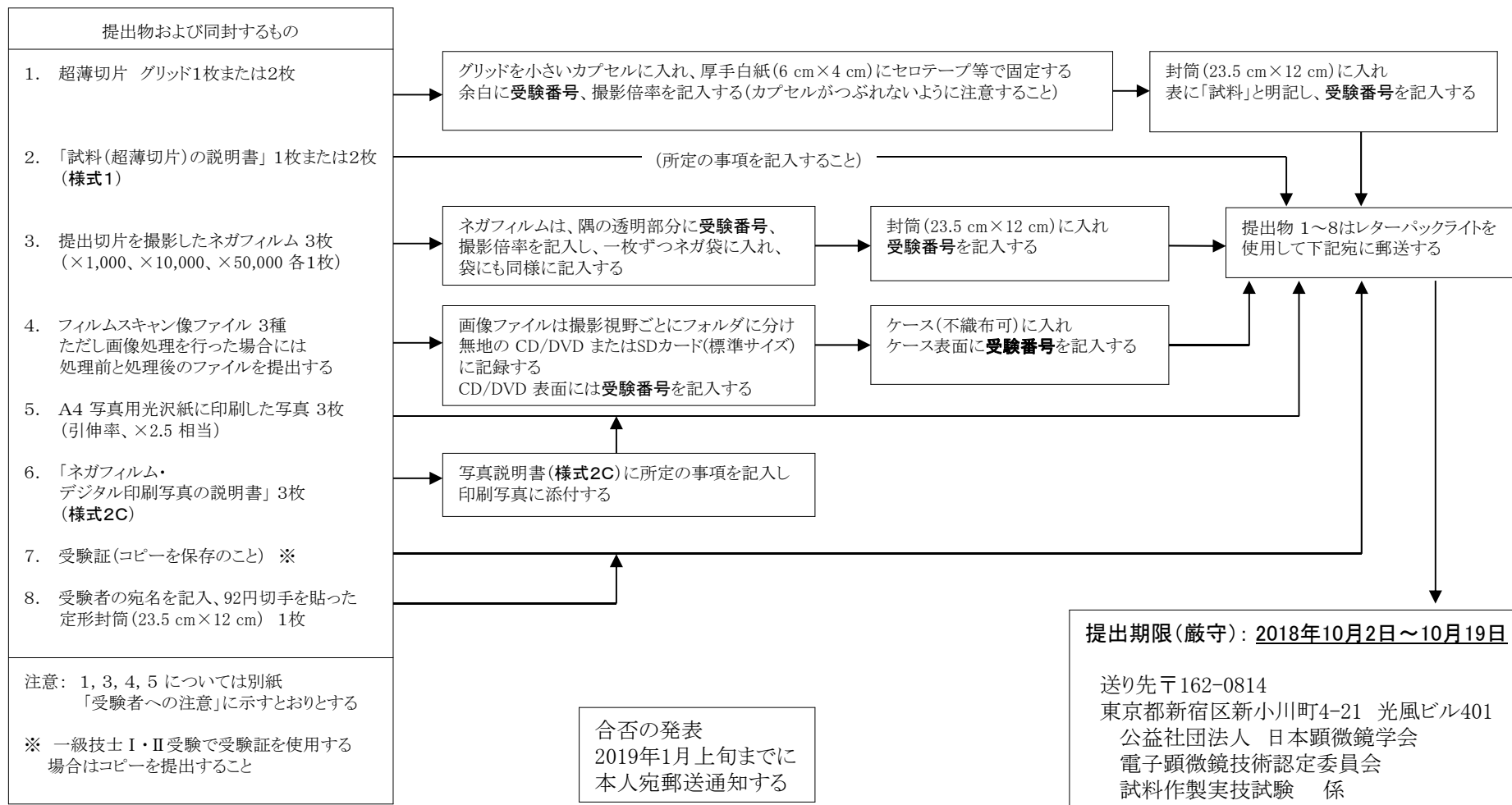
- 1) 試料は1種類とする。ただし高倍率用については別の切片であってもよい。この場合、その切片を追加提出すること。
- 2) 過去の受験でいずれかの倍率が合格になっている場合は、その通知のコピーを同封すること。
- 3) 提出物と受験料は返却しない。
- 4) ヒト試料等、利用に制約のあるものを本試験に提出する場合は、必ず事前に所属事業所または所属長の許可を得ておくこと。

電子顕微鏡技術認定：一級技士Ⅲ 生物試料作製実技試験について

公益社団法人日本顕微鏡学会 電子顕微鏡技術認定委員会

I. 審査課題：過去1年以内に全ての過程を受験者自身で取扱った試料の超薄片、撮影ネガフィルム、フィルムスキャン像ファイル、写真用光沢紙に印刷した写真
(ヒト試料など依頼検体の場合、前固定については施設等で慣習の固定法でよいが、その条件を明記すること)

II. 提出物と郵送方法



III. 注意

- 1) 試料は1種類とする。ただし高倍率用については別の切片であってもよい。この場合、その切片を追加提出すること。
- 2) 過去の受験でいずれかの倍率が合格になっている場合は、その通知のコピーを同封すること。
- 3) 提出物と受験料は返却しない。
- 4) ヒト試料等、利用に制約のあるものを本試験に提出する場合は、必ず事前に所属事業所または所属長の許可を得ておくこと。